

横浜市港湾局 個別施設計画

< I 係留施設・外郭施設 >

令和8年3月

目次

1. 対象施設	1
2. 長寿命化の基本方針	1
3. 計画期間	1
4. 対策の優先順位の考え方	2
5. 個別施設の状態	2
6. 対策内容と実施期間	3
7. 対策費用	4
8. 公共施設のマネジメント 3 原則	5

1. 対象施設

本計画の対象施設は以下のとおりです。

外郭施設	防波堤・波除堤（32 施設）、護岸（125 施設）
係留施設	耐震強化岸壁（5 施設）、岸壁（66 施設）、物揚場（46 施設） 海づり施設（3 施設）

注：国、横浜川崎国際港湾株式会社、横浜港埠頭株式会社、民間が保有・管理する施設を除く

2. 長寿命化の基本方針

今後も高齢化する外郭施設・係留施設の増加に伴い補修や補強等の増大が見込まれることから、安全性や対策コストの平準化・最小化に考慮しながら、施設の長寿命化に向け点検、補修、補強等を計画的に実施する「予防保全型」の維持管理へ移行していきます。

また、最新の材料、技術を用いて計画的なメンテナンスを実施するものし、外郭施設・係留施設の目標耐用年数は、以下の年数を目標として個別施設計画を更新します。

○コンクリート構造物：100 年

○鋼構造物：70 年

3. 計画期間

本計画の対象とする期間は以下のとおりです。

【令和 8 年度～令和 11 年度】

4. 対策の優先順位の考え方

本計画の対象施設の対策の優先順位の考え方は次のとおりです。

- 点検診断等により確認した施設の性能低下度や利用度、重要度等を総合的に勘案し決定します。

判断基準

- ・ 共通：施設の性能低下度、港湾計画上の位置づけ 等
- ・ 外郭施設：護岸では背後地の土地利用状況 等
- ・ 係留施設：耐震岸壁を優先、利用上の重要度（利用頻度・取扱量の多寡） 等

【優先順位の設定】

施設	優先順位
耐震強化岸壁	1
岸壁	2
物揚場	3
護岸	4
波除堤・防波堤	5
海釣り施設	6

5. 個別施設の状態

本市が保有する外郭施設・係留施設は 277 施設となっています。高度成長期の 1960 年代以降に建設された施設が約 80%を占めていますが、明治末期から昭和初期にかけて建設された施設も 20%近くあります。

6. 対策内容と実施期間

港湾局では、平成 22 年度から 1 計画／施設の「維持管理計画書」を策定・更新し、運用しています。

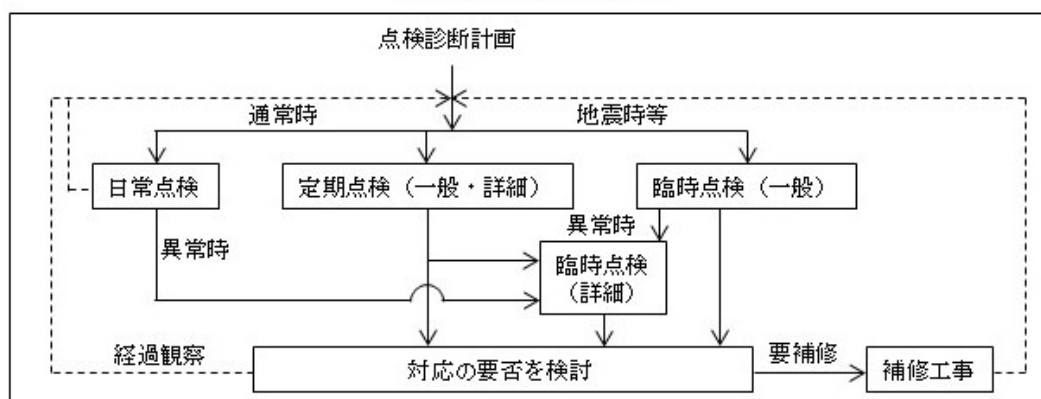
(1) 点検・診断

点検診断は、港湾法（第五十六条の二の二）に基づき、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に準じて定期的に点検診断を実施します。

点検診断は、基本的な維持管理活動として、施設の機能を維持し信頼性・安全性を確保することを目的に、変状の発生及び進行を効率的かつ早期に発見するため、定期的を実施します。

点検診断は、日常点検、一般定期点検、詳細定期点検、一般臨時点検診断、詳細臨時点検診断に区分して実施します。

点検診断時の検討フロー



点検診断の概要

点検の種別	点検内容	点検頻度	点検者
①日常点検	・日常の巡回による陸上部からの目視（変状や施設の利用上の支障の有無 等	随時	管理者
②一般点検 点検診断	・施設全体の移動、沈下、ひび割れ、損傷 ・コンクリート部材の欠損、ひび割れ等の変状 ・鋼部材の腐食状況や被覆防食工、電気防食工等の変状、電位測定等 ・上記に基づく劣化度の判定	3～5年以内毎	専門技術者
③詳細定期 点検診断	・陸上部からの目視調査、鋼部材の電位測定 ・水中部の本体工、海底地盤、被覆工等の変状 ・鋼部材の肉厚調査やコンクリートの塩化物イオン濃度調査 ・上記に基づく劣化度の判定	10～15年以内毎又は供用期間中に1回以上	専門技術者
④一般臨時 点検診断	・地震時等において、管理者による目視点検を実施	異常時直後速やかに	管理者
⑤詳細臨時 点検診断	・定期点検診断や一般臨時点検診断により特段の変状が確認された場合、一般又は詳細定期点検診断に準じた内容を実施	必用に応じて	専門技術者

(2) 補修、更新

施設の長寿命化及び横浜港の物流機能や賑わい機能の強化に向け、前述「対策の優先順位の考え方」に基づき、効果的な補修、補強、更新等を実施していきます。

実施に当たっては、施設の安全性の確保と機能維持を第一に、港湾利用者等と協議し、緊急度や内容に応じて応急補修から大規模な補修・補強までの確に実施していきます。

また、岸壁等の更新は、施設の性能低下に加え、船舶の大型化や対象船舶の変更などに伴う岸壁機能の転換・強化などの要請に応じて実施することが多いため、港湾計画や本市及び港湾局が定める事業方針等に基づき、計画的かつ戦略的に実施していきます。

7 対策費用

既往の維持管理計画書により、以下の対策費用で計画的に実施していきます。

計画年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
費用(百万円)	280	193	351	469	1,420

8 公共施設のマネジメント 3 原則

横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンに定めた「公共施設の適正化」を具体化するための基本原則として、「公共施設のマネジメント 3 原則」を定め、総合的に取り組んでいくことにより、公共施設が提供する機能・サービスの維持・向上を目指します。

(1) 保全運営の最適化

長寿命化を基本とした保全更新を着実にを行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の最適化と受益者負担の適正化を推進します。

【具体的な取組】

- ・港湾施設等の計画的な点検や修繕・改良工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ・市職員によるドローンを用いた空中写真撮影や測量調査等を実施し、港湾施設の効率的かつ効果的な施設の維持管理等に役立てていきます。
- ・災害発生時にはドローンにより沿岸部の施設上空あるいは海上から被災状況を把握する等、初動対応の迅速化、災害後の速やかな応急復旧につなげていきます。
- ・イベント等への参加を通じて海上清掃に関する市民向けの普及・啓発に取り組むとともに、市民団体が行う海底清掃活動の支援などを行います。
- ・LEDは長寿命化による交換コストの大幅な削減ができます。市民利用が多い港湾施設からLED化を進めます。

(2) 施設規模の効率化

人口減少下においても基本的な機能は維持しつつ、更新時における施設のスリム化やコスト縮減などを積極的に推進します。

【具体的な取組】

- ・設備更新の際、規模の適正化や効率的な機器の導入によるコスト縮減を図ります。

(3) 施設財源の創出

資産の売却等による財源創出の工夫や、国費・市債等を有効活用しながら、財政負担を軽減・平準化します。

【具体的な取組】

- ・埠頭内の歩行者動線の設定、テントの設営、案内誘導、警備等の受入経費に対する負担として、受益者であるクルーズ船運航会社から料金を徴収します。
- ・JR 東海からのトンネル土砂受入れに伴う護岸整備費負担による新本牧ふ頭整備を実施します。
- ・港湾メンテナンス事業補助制度、海岸メンテナンス補助制度など補助率の高い国

庫補助金の導入を図ります。